

お客様各位

但馬信用金庫

定期積金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は令和3年7月19日（月）より定期積金の商品を改定し、新たにご契約頂いた、ご本人口座からの掛込自動振替契約定期積金については、満期日に自動解約を行う機能を追加させて頂くこととなりました。これに伴いまして、下記の通り既存の「定期積金規定」の改定を行います。

※ 今回の改定内容につきましては、**令和3年7月19日（月）以降にご契約頂いたお客様に適用**されるものであり、令和3年7月18日以前にご契約頂いたお客様につきましては、改定前の規定が適用されることとなります（改定前および改定後の規定内容はトップページの各種規定集よりご確認ください）。

その他、ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口、あるいはお客様相談窓口（0120-839-939）までお問合せください。

記

1. 改定する預金規定

定期積金規定

2. 改定日

令和3年7月19日（月）

3. 主な改定内容

定期積金規定に以下の条文を追加いたします。

第11条（満期自動解約処理）

第10条第2項の規定に関わらず、この積金のうち、本人口座からの自動振替契約により掛込を行う積金契約者から、新約時に満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了している場合には、次のとおり取扱います。

ただし、満期自動解約処理の依頼を受けたものであっても、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していない場合には第10条第2項の規定に従って解約の手続きを行うものとし、解約金は指定の口座へ入金します。

- (1) この積金は、当初満期日に自動解約され、給付契約金（税引後）の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- (2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- (3) 自動解約され、指定の口座へ入金された後は、この積金の通帳は無効になります。

以上